

公益財団法人大学基準協会

専門職大学院認証評価に関する規程

令 7. 3. 17 決定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大学基準協会（以下「本協会」という。）が公益財団法人大学基準協会定款（以下「定款」という。）第 4 条第 1 項第 1 号の規定に基づいて行う大学の教育研究活動等に関する第三者評価のうち、専門職大学院に関する認証評価について定める。

(定義)

第 2 条 この規程において認証評価とは、学校教育法第 109 条第 3 項に規定する認証評価のうち別表 1 を対象とするものをいい、本協会の専門職大学院認証評価を受けることを希望する専攻を評価し、本協会の各分野の専門職大学院基準に適合していると認定するか否かについての判定を行う。

2 専門職大学院は、完成年度の翌年度以降に、認証評価を受けることができる。

(認定期間)

第 3 条 認証評価の結果、適合の判定を受けた専門職大学院の認定期間は、認証評価を行った翌年度の 4 月 1 日から 5 年後の 3 月 31 日までの 5 年間とする。

2 前項の定めにかかわらず、第 6 章に定める追評価の結果、適合の判定を受けた専門職大学院の認定期間は、追評価を行った翌年度の 4 月 1 日から、元となった認証評価を受けた年度の翌年度から 5 年後にあたる年度の 3 月 31 日までの期間とする。

(評価者研修)

第 4 条 本協会は、認証評価委員会委員及び幹事並びに同委員会のもとに置かれる各種の分科会の委員に対し、適切な方法で評価の実務に関わる研修を行う。

(利害関係者の排除)

第 5 条 認証評価を受ける専門職大学院を設置する大学の関係者その他の利害関係者は、当該専門職大学院の認証評価に関わる審議及び決定のすべての過程に加わることはできない。

第 2 章 認証評価委員会

(設置)

第6条 各分野の認証評価を行うために、定款第33条第1項の規定に基づき、別表1に示す認証評価委員会を設置する。

(任務)

第7条 各認証評価委員会は、次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 評価方針の決定
- 二 評価結果(案)の作成
- 三 その他認証評価に関する事項の審議等

(構成及び任期)

第8条 認証評価委員会は、別表2に示す委員を以て構成する。

- 2 委員は、理事会で選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 委員に欠員が生じた場合、その選出区分に応じて常務理事会で委員を選出し、会長が委嘱する。
- 5 補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第9条 認証評価委員会に、委員長1名、副委員長2名以内を置く。

- 2 委員長、副委員長は、委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
- 3 委員長は、認証評価委員会の職務を管掌する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(幹事)

第10条 認証評価委員会には、必要に応じて幹事を置くことができる。

- 2 幹事は、認証評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 3 幹事は、委員長の指示に従い、認証評価委員会の職務に従事する。

(運営)

第11条 認証評価委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の3分の1以上から申し出があるときは、委員長は、認証評価委員会を招集しなければならない。

- 2 認証評価委員会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 認証評価委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。可否同数の時は委員長が決定する。

(代理人の禁止)

第12条 認証評価委員会委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第3章 認証評価分科会

(設置)

第13条 認証評価委員会は、認証評価分科会を設置する。

2 認証評価分科会は、本協会が定めた各分野の専門職大学院基準に基づき、担当する専門職大学院の評価を行う。

(構成、運営及び任期)

第14条 認証評価分科会は、別表3に示す区分及び数の委員（主査を含む。）を以て構成する。

2 認証評価分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、認証評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 第1項の定めにかかわらず、評価対象となる専門職大学院の規模等に応じて、委員を増員することができる。

5 主査・委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、別表3に示す区分に応じ、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

6 認証評価分科会は、認証評価委員会委員長の指示に基づき、主査がこれを招集する。

7 主査・委員の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時分科会)

第15条 特に必要と認めた場合、認証評価委員会は、臨時分科会を設置することができる。

2 臨時分科会には、各1名の主査を置く。

3 主査・委員は、認証評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。

4 主査・委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。

5 主査・委員の任期は、1年又はその職務に必要な期間とする。

(代理人の禁止)

第16条 認証評価分科会及び臨時分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

第4章 認証評価手続

(評価の方法)

第17条 認証評価は、認証評価を申請する専門職大学院が専門職大学院基準に基づいて作成した点検・評価報告書その他必要な資料の書面評価及び実地調査を通じて行う。

(認証評価申請書等の提出)

第18条 認証評価を申請する専門職大学院は、指定の期日までに、認証評価申請書を会長宛に提出するとともに、前条に定める資料を、指定の期日までに、本協会に提出しなければならない。

- 2 前項に定める資料のほか、認証評価委員会及び認証評価分科会は、認証評価に必要な資料の追加提出を専門職大学院に求めることができる。

(申請の取下げ)

第19条 申請専門職大学院は、指定の期日以降は、申請の取下げを行うことはできない。ただし、評価を継続することが困難と判断される特段の事情が生じた場合は、この限りではない。

- 2 前項に定める認証評価の申請取下げについては、専門職大学院からの文書による申出に基づき、その可否を理事会が決定する。

(認証評価の中止及び停止)

第20条 理事会は、災害の発生等認証評価を継続することが困難と判断するに足る相当の理由が認められる場合には、認証評価を中止又は停止することができる。

- 2 前項において「中止」とは、当該決定後、認証評価をそれ以降行わないことを指し、「停止」とは、当該決定後、認証評価の実施が可能と判断されるまでの間、評価を一時的に取りやめることを指す。

(認証評価結果案の作成)

第21条 認証評価分科会のもとで、認証評価結果（分科会案）又は分科会報告書（案）を作成する。

- 2 認証評価結果（分科会案）又は分科会報告書（案）に、是正勧告又は勧告、検討課題、長所及び特色を付すことができる。
- 3 認証評価分科会の主査は、実地調査を経て指定の期日までに認証評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書を作成し、認証評価委員会に提出する。
- 4 認証評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書には、専門職大学院基準に適合又は不適合の判定を記載しなければならない。
- 5 前項の判定は、是正勧告又は勧告の状況を踏まえ、総合的に行うものとする。
- 6 認証評価結果（分科会最終案）又は分科会報告書を受領した後、認証評価委員会は、その内容を審議し、認証評価結果（案）を作成する。
- 7 認証評価委員会は、前項に定める認証評価結果（案）の作成にあたり、各分科会の主査又は委員に出席を求めることができる。
- 8 認証評価委員会委員長は、認証評価結果（案）の作成にあたり、その原案について、専門職大学院から意見を聴取する。
- 9 認証評価委員会委員長は、指定の期日までに認証評価結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。

(認証評価結果の決定)

第22条 理事会は、認証評価結果(案)を尊重しつつこれを審議し、認証評価結果を決定する。

第5章 異議申立

(異議申立審査)

第23条 異議申立審査の手続については、別に定める。

第6章 追評価手続

(追評価の申請)

第24条 認証評価の結果、専門職大学院基準に適合していないと判定された専門職大学院は、指定された期限までに不適合の判断に至った問題事項を対象に追評価を申請することができる。

- 2 前項の申請は、認証評価を受けた翌年度又は翌々年度の何れかの年度に、1回に限り行うことができる。
- 3 追評価を申請する専門職大学院は、第1項に定める申請にあたって、不適合の判断に至った問題事項に対する追評価改善報告書を提出しなければならない。

(追評価分科会)

第25条 追評価を行うため、認証評価委員会は、追評価分科会を設置する。ただし、不適合の判断に至った問題事項の内容に鑑み、同分科会を設置せずに追評価を行いうると判断される場合は、この限りでない。

- 2 追評価分科会には、各1名の分科会主査を置く。
- 3 主査・委員は、認証評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 4 主査・委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。
- 5 追評価分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 追評価分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(追評価の方法)

第26条 追評価は、書面評価及び実地調査により評価を行うことを原則とする。ただし、書面評価で改善が確認できる場合は、認証評価委員会又は追評価分科会の判断によって実地調査を省略することができる。

(追評価結果案の作成)

第27条 前条に定める評価の結果に基づき、追評価分科会は、追評価結果（分科会案）又は分科会報告書を作成する。

2 追評価結果（分科会案）又は分科会報告書に、是正勧告又は勧告及び検討課題を付すことができる。

3 追評価結果（分科会案）には、専門職大学院基準に適合又は不適合の判定結果を明記しなければならない。

4 追評価分科会主査は、指定の期日までに、追評価結果（分科会案）又は分科会報告書を認証評価委員会に提出しなければならない。

5 追評価結果（分科会案）又は分科会報告書を受領した後、認証評価委員会は、その内容を審議し、追評価結果（案）を作成する。

6 認証評価委員会は、追評価結果（案）の完成にあたり、その原案について、専門職大学院から意見を聴取する。

7 認証評価委員会委員長は、指定の期日までに追評価結果（案）を会長に宛てて提出する。

（追評価結果の決定）

第28条 理事会は、追評価結果（案）を尊重しつつ審議し、追評価結果を決定する。

第7章 認定証

（認定証）

第29条 本協会は、認証評価又は追評価の結果、専門職大学院基準に適合していると認定した専門職大学院に対して、認定証を交付する。

第8章 評価結果の通知、報告及び公表等

（評価結果の通知、報告及び公表）

第30条 会長は、認証評価又は追評価の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を申請専門職大学院に通知しなければならない。

2 第1項の結果について、会長は文部科学大臣に報告する。

3 第1項の結果について、会長はインターネット等の適切な方法で公表する。

（認定の取消）

第31条 点検・評価報告書その他の資料が虚偽の事実に基づいて作成されたことが明らかになった、認証評価又は追評価後に重大な法令違反状態にあることが明らかになった等、専門職大学院基準に適合しているとする判断を維持しえない重大な事態が生じたとき、適合の認定期間内であっても、理事会は認証評価委員会の意見を徴したうえで、適合の判定を取消することができる。

第9章 改善報告書検討手続

(適合判定後の対応)

第32条 専門職大学院基準に適合していると認定された専門職大学院は、指定された期日までに、別表4に示す対応を取らなければならない。

(改善報告書検討分科会)

第33条 改善報告書の検討を行うため、認証評価委員会は、改善報告書検討分科会を設置する。ただし、検討を行う改善報告書の内容と量に鑑み、同分科会を設置せずに改善報告書の検討を行いうると判断される場合は、この限りでない。

- 2 改善報告書検討分科会には、各1名の主査を置く。
- 3 主査・委員は、認証評価委員会の候補者指名に基づき、会長が委嘱する。
- 4 主査・委員に欠員が生じた場合、認証評価委員会は、これを補充するものとし、会長が委嘱する。
- 5 改善報告書検討分科会の主査・委員の任期は、1年を超えない範囲とする。ただし、再任を妨げない。
- 6 改善報告書検討分科会の主査・委員は、代理人を以てこれに充てることはできない。

(改善報告書検討結果案の作成)

第34条 改善報告書検討分科会は、その検討結果に基づいて、改善報告書検討結果（分科会案）を作成する。

- 2 改善の成果が認められない等のとき、改善報告書検討分科会は、前項に定める検討結果（分科会案）において専門職大学院に対しあらためて意見を付すことができる。
- 3 改善報告書検討分科会の主査は、指定の期日までに、改善報告書検討結果（分科会案）を認証評価委員会に提出しなければならない。
- 4 改善報告書検討結果（分科会案）を受領した後、認証評価委員会は、その内容を審議し、改善報告書検討結果（案）を作成する。
- 5 認証評価委員会委員長は、認証評価委員会の定めに応じて、改善報告書検討結果（案）の作成にあたり、その原案について、専門職大学院から意見を聴取する。
- 6 認証評価委員会委員長は、指定の期日までに改善報告書検討結果（案）を会長に宛てて提出しなければならない。

(改善報告書検討結果の決定、通知及び公表)

第35条 理事会は、改善報告書検討結果（案）を尊重しつつ審議し、改善報告書検討結果を決定する。

- 2 会長は、前項の結果について理事会の決定を得た後、速やかにその結果を当該専門職大学院に通知しなければならない。
- 3 会長は、認証評価委員会の定めに応じて、第1項の結果をインターネット等の適切な方法で公表する。

第10章 重要な変更の取扱い

(重要な変更の届出)

第36条 本協会の認証評価を受けた専門職大学院は、次の認証評価を受ける前に、当該専門職大学院の教育課程又は教員組織に重要な変更があったときは、変更にかかわる事項について会長宛に届け出なければならない。

(重要な変更の届出への対応)

第37条 前条の届出があったとき、会長は認証評価委員会の委員長にその対応を委嘱するものとする。

2 前項の委嘱を受けた委員長は、当該専門職大学院の意見を聴いた上で、認証評価委員会において、認証評価結果に当該事項を付記する等の措置を講ずるものとする。

第11章 評価手数料

(評価手数料)

第38条 大学は、認証評価又は追評価を受けるにあたり、別に定める評価手数料を納入しなければならない。

第12章 雑 則

(規定の改廃)

第39条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則 (令和7年3月17日)

この規程は、令和7年4月1日から施行する。なお、この規程の施行に伴い、「法科大学院認証評価及びグローバル法務系専門職大学院認証評価に関する規程」「経営系専門職大学院認証評価に関する規程」「公共政策系専門職大学院認証評価に関する規程」「公衆衛生系専門職大学院認証評価に関する規程」「知的財産専門職大学院認証評価に関する規程」「グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価に関する規程」「デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価に関する規程」及び「広報・情報系専門職大学院認証評価に関する規程」は廃止する。

別表 1：認証評価の対象等（第 2 条、第 6 条関係）

認証評価の種類	認証評価の対象	認証評価委員会の名称
(イ) 法科大学院認証評価	法科大学院（法務博士（専門職）の学位を授与する課程）	法務系専門職大学院認証評価委員会
(ロ) 経営系専門職大学院認証評価	経営系専門職大学院（経営(学)修士（専門職）、経営管理(学)修士（専門職）、国際経営(学)修士（専門職）、会計（学）修士（専門職）、ファイナンス修士（専門職）、技術経営(学)修士（専門職）又はこれらに相当する名称の学位を授与する課程）	経営系専門職大学院認証評価委員会
(ハ) 公共政策系専門職大学院認証評価	公共政策系専門職大学院（公共政策学修士（専門職）、公共法政策修士（専門職）、公共経済修士（専門職）、国際・行政修士（専門職）、公共経営修士（専門職）又はこれらに相当する名称の学位を授与する課程）	公共政策系専門職大学院認証評価委員会
(ニ) 公衆衛生系専門職大学院認証評価	公衆衛生系専門職大学院（授与する学位名称は、公衆衛生学修士（専門職）、社会健康医学修士（専門職）、医療経営・管理学修士（専門職）又はこれらに相当する名称の学位を授与する課程）	公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会
(ホ) 知的財産専門職大学院認証評価	知的財産専門職大学院（知的財産修士（専門職）又はこれに相当する名称の学位を授与する課程）	知的財産専門職大学院認証評価委員会
(ヘ) グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価	グローバル・コミュニケーション系専門職大学院（英語教育修士（専門職）、日	グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価委員会

	本語教育修士（専門職）、 発信力実践修士（専門職） 又はこれらに相当する名称 の学位を授与する課程）	
（ト） デジタルコンテンツ系 専門職大学院認証評価	デジタルコンテンツ系専門 職大学院（デジタルコンテ ンツマネジメント修士（専 門職）又はこれに相当する 名称の学位を授与する課 程）	デジタルコンテンツ系専門 職大学院認証評価委員 会
（チ） グローバル法務系専門 職大学院認証評価	グローバル法務系専門職大 学院（グローバル法務修士 （専門職）又はこれに相当 する学位を授与する課程）	法務系専門職大学院認証 評価委員会
（リ） 広報・情報系専門職大 学院認証評価	広報・情報系専門職大学院 （広報・情報学修士（専門 職）又はこれに相当する名 称の学位を授与する課程）	広報・情報系専門職大学 院認証評価委員会

別表 2：認証評価委員会の委員（第 8 条関係）

（１）法務系専門職大学院認証評価委員会（15 名以内）

区 分	定 員
（イ） 法科大学院の教員	10 名以内 （うち 2 名以上は、実務家教 員）
（ロ） グローバル法務系専門職大学院又はこれに準ず る教育研究を行う大学院の教員	
（ハ） 法曹若しくはグローバル法務分野の実務家又は それらいずれかの経験を有する者	5 名
（ニ） その他の有識者	

備考

- 一 （イ）及び（ロ）の者のうち 8 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦され
た候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、上記候補者にかか
わらず、理事会が選出する。

（２）経営系専門職大学院認証評価委員会（20 名以内）

区 分	定 員
（イ） 経営系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究 を行う大学院の教員	13 名以内 （うち 3 名以上は、実務家教 員）
（ロ） 経営系分野の実務経験を有する者	5 名

(ハ) その他の有識者	2名
-------------	----

備考

- 一 (イ) の者のうち 10 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 3 名については、上記候補者にかかわらず、理事会が選出する。

(3) 公共政策系専門職大学院認証評価委員会 (12 名以内)

区 分	定 員
(イ) 公共政策系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	8 名以内 (うち 2 名以上は、実務経験を有する者)
(ロ) 公共政策系分野の実務経験を有する者	2 名
(ハ) その他の有識者	2 名

備考

- 一 (イ) の者のうち 6 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、上記候補者にかかわらず、理事会が選出する。

(4) 公衆衛生系専門職大学院認証評価委員会 (12 名以内)

区 分	定 員
(イ) 公衆衛生系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	8 名以内 (うち 2 名以上は、実務家教員)
(ロ) 公衆衛生系分野の実務経験を有する者	2 名
(ハ) その他の有識者	2 名

備考

- 一 (イ) の者のうち 6 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、上記候補者にかかわらず、理事会が選出する。

(5) 知的財産専門職大学院認証評価委員会 (10 名以内)

区 分	定 員
(イ) 知的財産専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	6 名以内
(ロ) 知的財産分野の実務経験を有する者	2 名
(ハ) その他の有識者	2 名

備考

- 一 (イ) の者のうち 4 名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの 2 名については、上記候補者にかかわらず、理

事会が選出する。

(6) グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価委員会（6名以内）

区 分	定 員
(イ) グローバル・コミュニケーション系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	3名以内
(ロ) グローバル・コミュニケーション系分野の実務経験を有する者	2名
(ハ) その他の有識者	1名

備考

- 一 (イ) の者のうち2名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの1名については、上記候補者にかかわらず、理事会が選出する。

(7) デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価委員会（6名以内）

区 分	定 員
(イ) デジタルコンテンツ系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	3名以内
(ロ) デジタルコンテンツ系分野の実務経験を有する者	2名
(ハ) その他の有識者	1名

備考

- 一 (イ) の者のうち2名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの1名については、上記候補者にかかわらず、理事会が選出する。

(8) 広報・情報系専門職大学院認証評価委員会（6名以内）

区 分	定 員
(イ) 広報・情報系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	3名以内
(ロ) 広報・情報系分野の実務経験を有する者	2名
(ハ) その他の有識者	1名

備考

- (イ) の者のうち2名以内は、あらかじめその設置する大学から推薦された候補者の中から理事会が選出する。また、残りの1名については、上記候補者にかかわらず、理事会が選出する。

別表3：認証評価分科会の委員（第14条関係）

(1) 法科大学院認証評価（5名）

区 分	定 員
(イ) 法科大学院の教員	3名
(ロ) 法曹又は法曹としての実務経験を有する者	2名

備考

- 一 (イ)の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第14条第4項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(2) 経営系専門職大学院認証評価（4名）

区 分	定 員
(イ) 経営系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	3名
(ロ) 経営系分野の実務経験を有する者	1名

備考

- 一 (イ)の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第14条第4項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(3) 公共政策系専門職大学院認証評価（4名）

区 分	定 員
(イ) 公共政策系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	3名
(ロ) 公共政策系分野の実務経験を有する者	1名

備考

- 一 (イ)の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第14条第4項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(4) 公衆衛生系専門職大学院認証評価（4名）

区 分	定 員
(イ) 公衆衛生系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	3名

(ロ) 公衆衛生系分野の実務経験を有する者	1 名
-----------------------	-----

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(5) 知的財産専門職大学院認証評価 (4 名)

区 分	定 員
(イ) 知的財産専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	2 名
(ロ) 知的財産分野の実務経験を有する者	2 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(6) グローバル・コミュニケーション系専門職大学院認証評価 (4 名)

区 分	定 員
(イ) グローバル・コミュニケーション系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	2 名
(ロ) グローバル・コミュニケーション系分野の実務経験を有する者	2 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(7) デジタルコンテンツ系専門職大学院認証評価 (4 名)

区 分	定 員
(イ) デジタルコンテンツ系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	2 名
(ロ) デジタルコンテンツ系分野の実務経験を有する	2 名

者	
---	--

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(8) グローバル法務系専門職大学院認証評価（4 名）

区 分	定 員
(イ) グローバル法務系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	2 名
(ロ) 法曹若しくはグローバル法務分野の実務家又はそれらいずれかの経験を有する者	2 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

(9) 広報・情報系専門職大学院認証評価（4 名）

区 分	定 員
(イ) 広報・情報系専門職大学院又はこれに準ずる教育研究を行う大学院の教員	2 名
(ロ) 広報・情報系分野の実務経験を有する者	2 名

備考

- 一 (イ) の者は、あらかじめその設置する大学から候補者の推薦を受けるものとする。
ただし、認証評価の実施上やむを得ない場合は、推薦を受けない者の中からも委員を選出できるものとする。
- 二 一の定めにかかわらず、第 14 条第 4 項の定めに基づいて増員する場合の委員は、大学からの推薦を要さない。

別表 4：適合判定後の対応（第 32 条関係）

(1) 認証評価後の対応

認証評価の種類	対 応	対 象
(イ) 法科大学院認証評価	改善報告書の提出	是正勧告、検討課題、その他認証評価委員会が指定した事項

(ロ) 上記以外	提言の改善等に係る計画（改善計画及び課題解決計画）の提出（認証評価委員会へのプレゼンテーションの実施を含む。）	是正勧告又は勧告、検討課題、その他認証評価委員会が指定した事項
	改善報告書（改善完了報告）の提出	是正勧告又は勧告、その他認証評価委員会が指定した事項

(2) 追評価後の対応

認証評価の種類	対 応	対 象
(イ) 法科大学院認証評価	改善報告書の提出	追評価の対象でない認証評価時における是正勧告、検討課題、その他認証評価委員会が指定した事項
(ロ) 上記以外	提言の改善等に係る計画（改善計画及び課題解決計画）の提出（認証評価委員会へのプレゼンテーションの実施を含む。）	追評価の対象でない認証評価時における是正勧告又は勧告、検討課題、その他認証評価委員会が指定した事項
	改善報告書（改善完了報告）の提出	追評価の対象でない認証評価時における是正勧告又は勧告、その他認証評価委員会が指定した事項